

町田市沿道区域指定の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市沿道区域指定の基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定に基づき、町田市が管理する道路（以下「道路」という。）について行うことのできる沿道区域指定の基準を定めることにより、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、及び道路の交通に及ぼすべき危険を防止することを目的とする。

(沿道区域指定の基準)

第2条 沿道区域指定の基準は、道路に接続する区域の各1側について、その路面総幅員の2分の1の範囲内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その路面総幅員の2分の1を超えて市長が別に定める範囲内とする。

- (1) 道路の屈曲部で中心半径が特に小さいとき。
- (2) 並木又は密生した樹木が路傍にあるとき。
- (3) 道路に隣接して高擁壁又は採石場等の危険な場所があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。